

あきる野市消防団が新体制に  
4月1日付けで  
新役員が就任

4月1日から市消防団の役員が新体制になりました。消防団長には、鈴木盛哉氏が就任しました。また、副団長に武内誠之氏、原嶋俊介氏、私市孝能氏、土屋陽平氏が就任しました。

- 各分団の分団長は、次のとおりです。(敬称略)
  - 第1分団長(東秋留地区)：成田貴治
  - 第2分団長(多西地区)：田野倉智洋
  - 第3分団長(西秋留地区)：坂本貴弘
  - 第4分団長(増戸地区)：未住野康夫
  - 第5分団長(五日市地区)：笹川光章
  - 第6分団長(戸倉地区)：井岳大
  - 第7分団長(小宮地区)：小川正和
- ▽問合せ 地域防災課防災安全係



土屋陽平氏 私市孝能氏 原嶋俊介氏 武内誠之氏 鈴木盛哉氏

新エネルギー・省エネルギー機器設置費の一部を補助します

市では、地球温暖化対策の観点から、4月1日から平成30年3月31日までの間に、太陽光発電システム、高効率給湯器の機器の設置した場合に、その費用の一部を補助します。補助対象機器、補助金額と予定台数は表のとおりです。募集期間など詳しくは、6月1日の広報紙、市ホームページでお知らせします。

○問合せ 環境政策課環境政策係

表 補助対象機器、補助金額と予定台数

機器の種別	補助金額	予定台数
太陽光発電システム	出力1kW当たり2万円(最大4kWまで)	20台
CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	3万円	10台

※予定台数を超えた場合は、抽選

別表1 特別児童扶養手当額(月額)

区分	平成29年3月分まで	平成29年4月分から
特別児童扶養手当1級	51,500円	51,450円
特別児童扶養手当2級	34,300円	34,270円

別表2 児童扶養手当額(月額)

区分	平成29年3月分まで	平成29年4月分から
全部支給	42,330円	42,290円
一部支給	42,320円~9,990円	42,280円~9,980円
第2子加算	全部支給	10,000円
	一部支給	9,990円~5,000円
第3子以降加算	全部支給	6,000円
	一部支給	5,990円~3,000円

教育費の一部を  
援助します  
就学援助

小・中学校に通う子どもがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支払いが困難な場合は、保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助します。認定に必要な書類などは、各学校を通じて配付している「就学援助に関するお知らせ」をご覧ください。届かない方は、お問い合わせください。※新小学生1年生には、入学式後に各学校を通じてお知らせ

特別児童扶養手当額と  
児童扶養手当額の改定

特別児童扶養手当(20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している方が対象)と児童扶

します。

小・中学校入学前に  
新入学児童生徒学用品費を  
支給することができます

翌年4月に小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することができます。なお、平成29年度に小学校6年生になる子どもがいる家庭には、学校を通じてお知らせしています。また、平成30年度に小学校入学予定の子どものいる家庭には、10月にお知らせします。▽申込み・問合せ 教育総務課学務係

平成29年度の  
国民年金保険料は、  
月額1万6490円です

平成29年度の保険料は、急速な少子高齢化に対応し、制度の安定を図るため、230円引き上げられ、月額1万6490円となります。▽割引で得る前納制度があります。まとめて前払い(前納)すると、支払い方法や期間に応じて保険料が割引されます。▽納付書で2年度分を前納する場合は、申し込みが必要です。▽便利な口座振替をご利用ください。納付書に同封の「国民年金保険料口座振替納付書」により、預貯金口座がある金融機関(郵便局含む)、年金事務所、市役所で手続きしてください。

▽持ち物 国民年金保険料口座振替納付書、年金手帳、預貯金通帳、通帳の届出印

▽申込み・問合せ 保険年金課  
0428・30・3410

納税などがMMK設置店で  
できるようになりました

MMKとは、バーコードを読み取り、収納手続きを行う端末で、駅構内にあるNewDaysやドラッグストアなどに設置されています。バーコードが印字されている納付書は、全てのMMK設置店で納付することができます。

※市内のMMK設置店：NewDays武蔵五日市、ドラッグセラムス(あきる野館谷店、あきる野東店、秋川薬局)、ドラッグストアバイゴー(五日市増戸店、小川店、草花店)、公立阿伎留医療センター内売店  
▽問合せ 徴税課徴税係

大規模災害時における  
廃棄物処理等に関する  
協定を締結しました



市では、災害発生時における対応力の強化を図るため、各種団体、民間業者などとの応援協

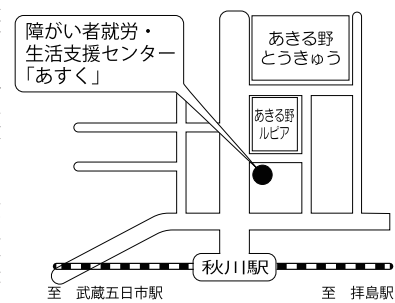
定の締結に取り組んでいます。この度、浦野産業(株)、島田産業(株)、鈴木商店、松村ダスト(有)、サンエー(有)、五日市清掃(株)、スリーピングサービスと「大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時に発生するがれきや尿、生活廃棄物などの処理、運搬、一時保管などの応急対策活動を民間事業者と連携することで、廃棄物処理体制が強化されます。

▽問合せ 地域防災課防災安全係

4月から  
特別障害者手当・  
障害児福祉手当・  
経過的福祉手当が  
変わります

- ▽特別障害者手当 月額2万6810円
  - ▽障害児福祉手当 月額1万4580円
  - ▽経過的福祉手当 月額1万4580円
- ▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

障がい者就労・生活支援  
センター「あすく」が  
移転しました



障がい者就労・生活支援センター「あすく」が秋川駅前に移転しました。▽障がい者就労・生活支援センター「あすく」 秋川1-7-16リヴェール麗2階、☎532-1793  
●運営法人：NPO法人秋川流域生活支援ネットワーク

- ※秋川健康会館での障がい者相談支援事業は、障がい者相談支援センターに一元化しました。
  - ▽秋川健康会館(あすく移転後)
    - 障がい者相談支援センター：☎559・0368
    - 障がい者虐待防止センター：☎070・4197・0506
  - 地域自立支援協議会事務局：☎559・0368
  - 障がい児遊びの広場「なないろ」：☎559・0368
  - 精神障がい者地域生活支援センター「ファイル」：☎518・2826
  - ファックス：☎518・2827(共通)
- ▽運営法人：(福)緑水会  
▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係